



令和7年度

社会福祉法人

南足柄市社会福祉協議会

# がいだんす (業務案内)

- 所在地 : 〒250-0105 神奈川県南足柄市関本 403-2 (南足柄市りんどう会館内)
- Tel(代表) : 0465-73-1575 Fax : 0465-74-3276
- Mail : [soumu@minamisyakyo.or.jp](mailto:soumu@minamisyakyo.or.jp)
- ホームページ : <http://www.minamisyakyo.or.jp>

## ボランティアセンター

Tel : 0465-72-2299  
Mail : [minamivc@muse.ocn.ne.jp](mailto:minamivc@muse.ocn.ne.jp)

## 南足柄あんしんセンター

Tel : 0465-72-2109  
Mail : [anshin@minamisyakyo.or.jp](mailto:anshin@minamisyakyo.or.jp)

## あしがら成年後見センター

Tel : 0465-20-3715  
Mail : [ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp](mailto:ashigara-kouken@minamisyakyo.or.jp)

## ホームヘルパー

Tel : 0465-72-2112 Fax : 0465-71-0377  
Mail : [kaigo@minamisyakyo.or.jp](mailto:kaigo@minamisyakyo.or.jp)

## ケアマネジャー

Tel : 0465-71-2070 Fax : 0465-72-4160  
Mail : [keamane@minamisyakyo.or.jp](mailto:keamane@minamisyakyo.or.jp)

## ワークピアさつき

(就労継続支援B型事業)

Tel : 0465-74-9292 Fax :  
Mail : [work-pia@clock.ocn.ne.jp](mailto:work-pia@clock.ocn.ne.jp)

## 自立サポートセンタースマイル

(指定特定相談支援事業・  
指定障害児者相談支援事業)

Tel : 0465-71-0189 Fax : 0465-71-0377  
Mail : [smile.happy@way.ocn.ne.jp](mailto:smile.happy@way.ocn.ne.jp)

## 南足柄市岡本地区地域包括支援センター

南足柄市和田河原 598-3  
Tel : 0465-73-1255  
Fax : 0465-73-1211  
Mail : [okhoukatu@minamisyakyo.or.jp](mailto:okhoukatu@minamisyakyo.or.jp)

## 1. 「社会福祉協議会（社協）」の概要

南足柄市社会福祉協議会（以下「社協」と記載します）は、  
「いつまでも健康で 人がつながり支えあうまち 南足柄」  
を目指しています。

### 【社協の歴史】

南足柄市の社協は、社会福祉事業法第74条の規定に基づいて、昭和32年（1957年）に任意団体として発足し、昭和58年（1983年）に「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として設立認可を受けました。平成12年（2000年）の社会福祉法で、地域福祉の中核的団体として位置づけられました。

### 【組織運営】

社協の組織は、地域から選出された理事(11名)会と事務局によって運営され、その運営状況は、市内の各種団体の代表者(26名)で組織する「評議員会」で決議されるなど極めて公共性の高い組織です。

### 【社協の役割】

社協は、法律や条例等で定められていない（介護事業を除く）「地域福祉活動」を担当しています。（法定の福祉活動は行政（市）が実施しています。）

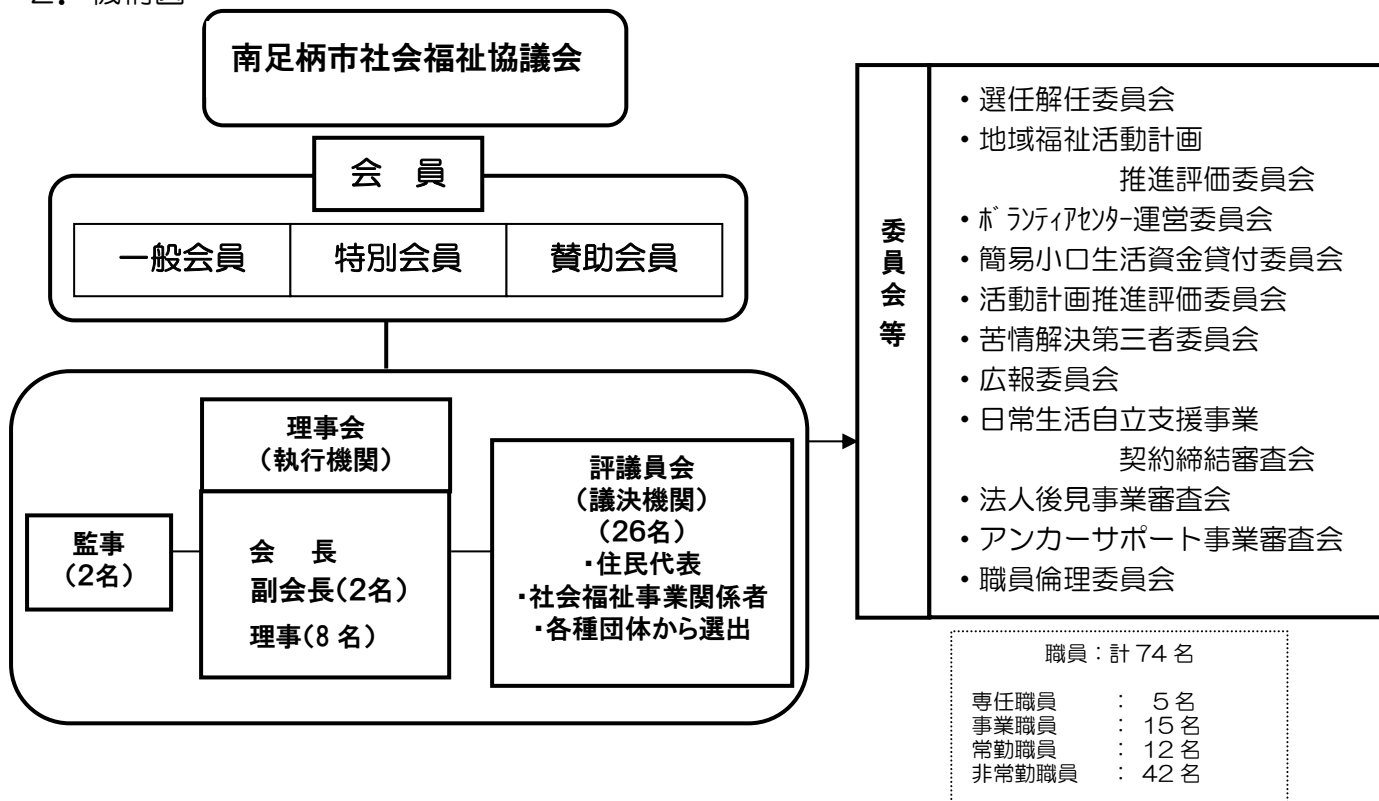
### 【社協の財源】

- (1) 地域住民の皆さまからの会費
- (2) 共同募金からの配分金
- (3) 善意の寄付金
- (4) 行政（市）からの業務委託金及び助成金
- (5) 事業収入等

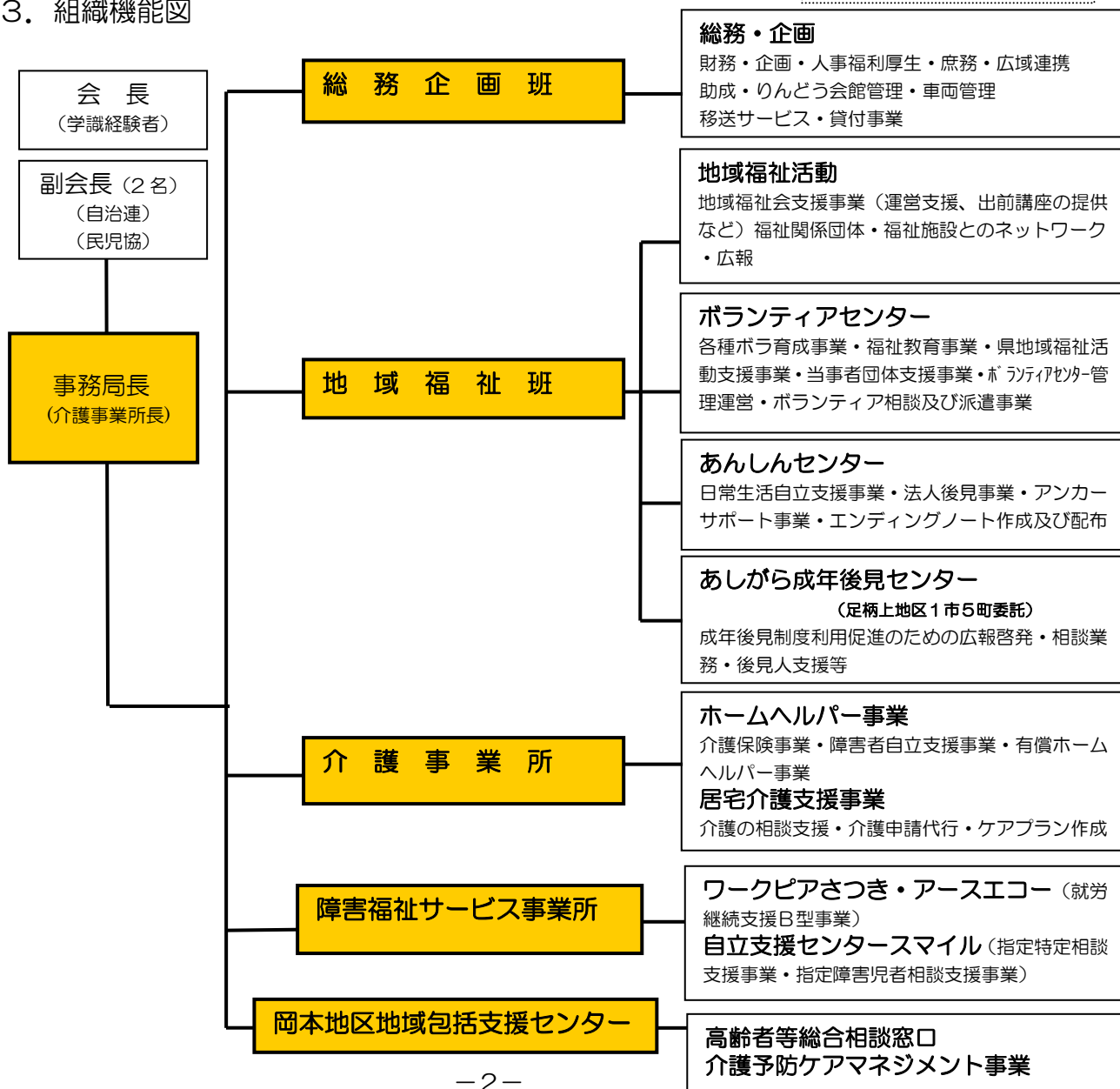
### 【財源の使い道】

- (1) 会費・共同募金配分金
  - ① 法人後見や日常生活支援にかかわるあんしんセンターの事業運営
  - ② 地域福祉会、身体障害者福祉協会、各ボランティアグループなど福祉団体に活動助成
  - ③ 社協地域福祉活動計画推進評価委員会、広報委員会などの委員会活動
  - ④ 小中学生児童への福祉教育、ボランティアの育成・調整などのボランティアセンター運営事業
  - ⑤ 地域福祉会の研修会、講演会などの啓発活動
  - ⑥ 火災風水害見舞、生活困窮者への緊急支援
  - ⑦ 社会福祉大会
  - ⑧ 移送サービス事業（ハンディキャブ事業）
  - ⑨ 社協広報誌の発行
  - ⑩ 事務局運営費
- (2) 善意の寄付金は、社会福祉基金積立と利息運用及び交通遺児の支援金として使用
- (3) 行政（市）からの補助金は、社協事業費・運営費に使用

## 2. 機構図



## 3. 組織機能図



## 4. 社協の主な事業内容

### 人づくり

#### (1) 地域福祉に参画する担い手の養成

地域の様々な福祉活動を中心となってリードしてくれる人材がもっと増えるように、学習の機会や活躍の場を作ります。

##### ① 福祉教育支援事業

各小中学校へボランティアが出向き、児童・生徒に対し、ボランティア活動の体験学習をサポートします。

##### ② 南足柄で育つ好奇心「寺子屋」事業

地域の中の開かれたゆるやかな活動場所として「車いす探検隊」、「手話教室」などの体験型プログラムを学校の長期休暇期間に合わせて実施し、子どもたちの居場所づくりを進めるとともに、福祉に関する興味を高めます。

##### ③ ふれあい出前講座

地域福祉会や自治会、老人クラブ等が社協の出前講座メニューの中から選択し研修を開催する際には、関係団体とも協力しながら、地域において講座を開催します。

#### (2) NPO・ボランティア活動等の推進

地域で活動しているNPOやボランティアを、ボランティアセンター等を通じてサポートし、市民の皆さんが参加しやすい環境を作ります。

##### ① ボランティアセンターの運営

ボランティア活動をしたい個人・団体と、ボランティアをしてほしい人に対し、情報提供とコーディネートを行います。

##### ② ボランティア養成講座の開講

ボランティア活動を始める方に向け、ボランティア養成講座を開催します。

#### (3) 地域におけるネットワークの強化

地域福祉や地域活動について多くの方が関心を持ち、参加・活躍の場がもてるように、地域住民や福祉関係団体間の連携・協力を進めていきます。

##### ① 足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会

足柄上地区の福祉関係機関や福祉施設、弁護士、行政、社協等が一同に会し、福祉事例を通しネットワークの構築を図ります。

##### ② 福祉関係団体等との連携

市内社会福祉法人や自治会長連絡協議会、民生委員児童委員協議会、地域福祉会、老人クラブ連合会等と連携を図り地域福祉を推進します。また、企業等と連携した事業を模索します。

##### ③ 社会福祉大会の開催

地域福祉活動にご尽力された方々や団体を表彰し、市民福祉の啓発を図るとともに、地域福祉活動等の状況を広報します。

## 地域づくり

### (1) 人と人の結びつきの推進

地域福祉社会や地域のサロン活動など、草の根レベルの活動を通じて、様々な人と人がつながる機会を作ります。

#### ① ホームページ、広報誌等の発行

社会福祉協議会の事業や活動状況を掲載し、地域福祉活動を周知・PR します。また、より一層親しみやすく見やすいホームページを目指すとともに、新しい情報発信の媒体として Instagram を活用します。

#### ② 地域福祉社会への支援

地域福祉社会が行うサロン活動の開設支援や継続支援の実施、花壇整備、世代間交流等、地域の特性を生かした福祉活動を支援します。

### (2) 地域におけるセーフティネットの構築

生活に困っている方や一人暮らしの高齢者、認知症の方などが安心して暮せるように、地域で支える仕組みを作ります。

#### ① アンカーサポート事業

令和3年度より実施してきたアンカーサポート事業を検証するとともに、引き続き、身元保証や死後事務手続きに関して不安を抱える高齢独居や夫婦のみの世帯を対象に、電話や訪問による基本見守りサービスの他、入院入所時の支援、保証、亡くなった後の事務手続き等のサービスを実施します。

#### ② エンディングノート配布事業

南足柄市版エンディングノートを必要な方や希望する方に対し配布します。

#### ③ 認知症サポーターにおける活動につなげる仕組み

認知症サポーターが地域で活躍できる仕組みを作ります。

### (3) 人権の尊重と権利擁護の充実

判断能力が十分でない高齢者や障がい者など、サポートが必要な方が安心して暮せるように、人権の尊重と権利擁護を推進します。また、成年後見制度の普及と利用促進を行います。

#### ① あしがら成年後見センターの運営

住民が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的とする「あしがら成年後見センター」を適切に運営します。

また、住民が必要に応じて成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、権利擁護支援を受けられるネットワークづくりを行います。

#### ② あんしんセンター事業の推進

地域で自立した生活支援として財産の管理や福祉サービスの手段等支援するため法人後見事業や日常生活自立支援事業を実施します。

#### (4) 地域共生の社会づくり

地域で様々な困りごとを抱える人を地域の中で支えられるように、住民同士の助け合いの仕組みを作ります。

##### ① おたがいさまネット南足柄への活動支援

一人暮らし高齢者等が身近な地域で自立した生活が送れるように、ちょっとした困りごとを手伝う生活支援活動を行う「おたがいさまネット南足柄」の活動支援を行います。

##### ② 協議体の設置

高齢になっても健康で生きがいを持って暮らせる地域づくりを目指す活動を展開するため、住民の話し合いの場（協議体）の設置について検討を進めます。協議体は、地域の住民をはじめ、地域福祉会、おたがいさまネット、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、地域包括支援センター、行政、社協などにより構成され、定期的な情報共有や連携の強化、地域課題の解決に向けた具体的な支援等を検討します。

#### (5) 自助、互助、共助による防災体制の構築

様々な災害に対するシミュレーションをあらかじめしておき、実際の災害が起きた時に適切な対応が出来るように準備します。

##### ① 災害ボランティア養成講座の開催

登録されている災害ボランティアや新たに関心があり参加される方を対象に自己研さんを図るための講座を開設します。

##### ② 災害ボランティアセンター運営訓練の実施

実際に災害にあった地域を参考に、災害ボランティアセンター運営システムのICT化を進め、運営訓練等を実施します。

##### ③ 災害時のBCPの運用

災害時に業務が迅速に対応できるよう、事業ごとのBCPにそった対策を進めます。

### 体制づくり

#### (1) 相談体制の充実

様々な窓口で皆様からの相談に対応するため、部署間や関係団体との情報共有や連携を深め、相談に対して総合的に対応できる体制を作ります。

##### ① 岡本地区域包括支援センターの運営

岡本地区の高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを市より受託し、様々な問題を抱える高齢者に対して、市や関係機関等と連携しながら高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

地域包括支援センターの職員は、認知症地域支援推進員としても配置されているため、認知症の方や家族の孤立を防ぎ、認知症に対する正しい理解を広められる

よう、認知症事業を推進していきます。

今年度は、介護予防に向けた取り組みとして専門職に講師を依頼し、介護予防が促進できるよう、また事業所間のネットワークが強化できるよう介護事業所向けの研修会を企画していきます。

また、協議体設置に向けて、積極的に地域に出向き、地域住民と交流を図りながら、一緒になって地域課題について考えていきます。

## ② 相談支援事業所（自立サポートセンタースマイル）の運営

障がいによって生活に不自由をきたしている方に対して、在宅や外出先で安心して過ごせることを目標に支援を進めます。地域の中で安心して健康的に暮らしていけるよう、また生きがいのある生活を目指していけるように、就労が困難な方や社会の中で居場所のない方に、障害福祉サービスを有効に利用できるよう支援をしたり、情報の提供、助言等を行います。

精神科病院に長期間入院している方のところにも訪問をして、話を傾聴する事で、意欲喚起、退院に対する支援を、同じように精神に障害を持つ当事者（ピアサポーター）と連携して行っています。地域に向けては、普及啓発活動を行っていく事で、偏見、差別、虐待が無くなっていけるよう、障がい者福祉を進めます。

## ③ 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー事業）

介護が必要な方（及びご家族）が、その方の生活能力に応じて日常生活をご自宅で送れるように、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して、適切な介護保険サービスなどが提供されるよう調整します。

業務遂行に関しては、自立支援・利用者本位・公正中立などの基本姿勢で臨みます。

## ④ 訪問介護等事業所（ホームヘルパー事業）

住み慣れた地域で安心した在宅生活が送れるよう、介護保険・障害者総合支援法に基づき、認定を受けている方を対象として、身体介護・家事援助などのサービス提供を行います。

# （2）福祉サービスの充実

必要としている方に十分な福祉サービスが提供されるように、福祉サービスに関する情報提供と質の向上に努めます。

## ① 移送サービス事業の実施

車いすを使用する障がい者や高齢者の病院等への移動、市内各スーパーマーケットへの買い物支援や銀行・公共施設の送迎、バリアフリーが整備されている大雄山駅、和田河原駅、開成駅への送迎などを支援します。昨年度は利用する方の声を聞き、開成町まで買い物支援の範囲を広げました。今年度も、引き続き利用の促進を図るため、広報活動に力を入れるとともに、サービス内容の改善を検討していきます。

### （３）障がい者の自立支援

障がいの状況や必要な支援はその人によって様々です。障がいのあるなし、程度に関わらず、誰もが社会の中で働く場や居場所が持てるような生活の場を作ります。

#### ① 「ワークピアさつき」「アースエコー」の運営

障害により一般企業等での就労が困難な方に、日中に作業を行う場を提供することで、生活習慣の安定や一般就労への訓練、対人関係の習得など、個別の目標に合わせた支援を行っていきます。

「ワークピアさつき」では、利用される方が作業に対して不安なく前向きな気持ちで取り組んでいけるよう、作業環境の整備に努めます。また、「アースエコー」でのリサイクル商品の委託販売や併設の「カフェ・リフレーネ」でコーヒーの販売また、「年末飾りの販売」など、授産作業以外での収入源を増やすことで、安定した事業運営を計ります。

#### ② 当事者活動（ピアサポーター）の活動支援

地域に向けての情報発信など、障がいを持つ当事者が行う人権の尊重や障がい理解に関する普及啓発活動を支援します。

### （４）生活困窮者の自立支援

生活困窮者に対して、食料支援や資金貸付、生活立て直しに向けた相談支援等を行います。

#### ① 生活困窮者への食料支援

食料支援「みなみのお福さん」にて、配布会の開催や一時的に生活が困窮した世帯等を支援します。

#### ② 生活福祉資金貸付

生活が困窮している低所得者や障がい者、高齢者に対して、必要な相談支援を行うとともに、行政の家計相談支援とも連携し、低金利での資金の貸付を行い、自立と生活意欲の助長を図ります。

#### ③ 簡易小口生活資金貸付事業

不測の事態により一時的に生活が困難な世帯に対し、５万円を上限に資金の貸付を行い、生活の安定及び自立を支援します。

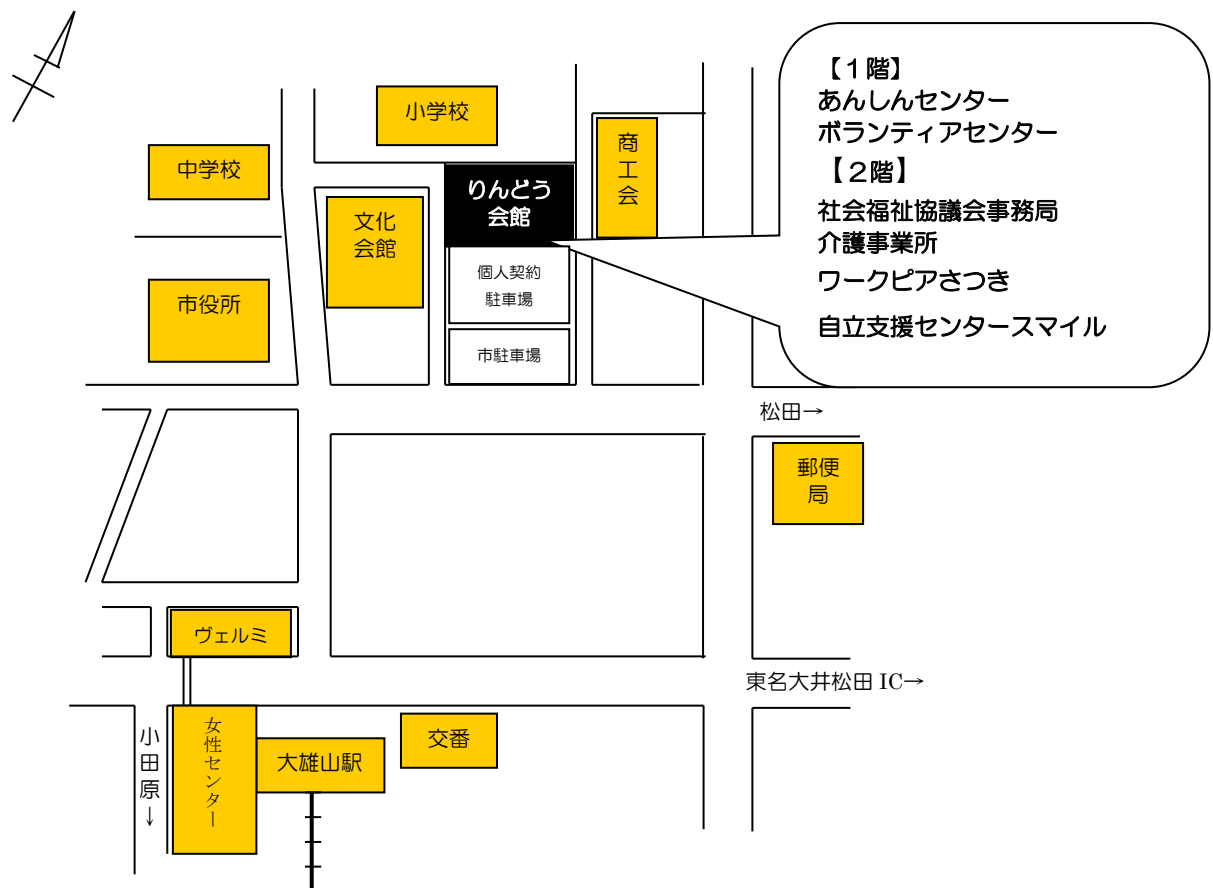


## 6. 沿 革

| 西暦    | 年 月 日       | 内 容                                                            |
|-------|-------------|----------------------------------------------------------------|
| 1951年 | 昭和26年 3月29日 | 社会福祉事業法施行                                                      |
| 1957年 | 32年 12月 1日  | 南足柄町社会福祉協議会（任意団体）として発足                                         |
| 1982年 | 57年 5月15日   | 深瀬源次郎翁（飯沢）のご妻女キク様より社会福祉事業資金として多額の寄附を頂き、この功績を称え関本の長福寺の境内に顕彰碑を建立 |
| 1983年 | 58年 2月17日   | 「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として設立認可                                     |
|       | 同年 4月 1日    | 「社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会」として業務開始                                     |
| 1985年 | 60年 6月10日   | 社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会の「発展基本計画策定委員会」発足                              |
| 1986年 | 61年 3月 7日   | 「発展基本計画（第1次計画）」答申                                              |
|       | 同年 4月 1日    | 「発展基本計画（第1次計画）」の前期計画執行開始                                       |
|       | 同年 4月 1日    | 各自治会単位で「地域福祉推進協議会組織」が発足した（29自治会内）                              |
| 1990年 | 平成 2年 6月29日 | 社会福祉事業法及び関係8法の改正                                               |
|       | 同年 12月20日   | 発展基本計画（第1次計画）後期見直しのための「策定委員会」発足                                |
| 1991年 | 3年 3月30日    | 発展基本計画（第1次計画）後期計画答申                                            |
|       | 同年 4月 1日    | 発展基本計画（第1次計画）後期計画執行開始                                          |
|       | 同年 8月01日    | ハンディキャブ事業を開始（1台体制）                                             |
| 1993年 | 5年 3月31日    | 在宅福祉活動検討委員会答申                                                  |
|       | 同年 4月 1日    | ボランティアセンター開設                                                   |
|       | 同年 4月 1日    | ホームヘルパー派遣受託事業開始                                                |
|       | 同年 5月 1日    | ハンディキャブ事業2台体制開始                                                |
|       | 同年 5月 1日    | 厚生省より「国民の社会福祉に関する活動への参加促進を図るための措置に関する基本的な指針」告示                 |
| 1994年 | 6年 5月 9日    | 「地域福祉活動計画策定委員会」発足                                              |
| 1996年 | 8年 3月28日    | 地域福祉活動計画答申                                                     |
|       | 同年 4月 1日    | 地域福祉活動計画（第2次計画）施行開始                                            |
|       |             | 「本市における地域福祉元年として小地域の福祉活動を重点的に推進」                               |
|       | 同年 4月 1日    | ハンディキャブ事業3台体制開始                                                |
| 1997年 | 9年 6月 1日    | 社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会顧問の配置                                         |
| 1998年 | 10年 4月11日   | 市内34自治会に小地域福祉活動組織「地域福祉会」が発足                                    |
|       | 同年 4月22日    | 市内4地区（北足柄、南足柄、福沢、岡本）の福祉協議会発足                                   |
|       | 同年 5月15日    | 財政検討委員会発足                                                      |
| 1999年 | 11年 2月26日   | 財政検討委員会答申                                                      |
|       | 同年 3月31日    | 地域福祉活動計画 後期実施計画 策定委員会発足                                        |
| 2000年 | 12年 4月 1日   | 介護保険制度開始                                                       |
|       | 同年 4月 1日    | 訪問介護サービス事業所 開設                                                 |
|       | 同年 4月 1日    | 南足柄市高齢者保健福祉計画 開始                                               |
|       | 同年 6月 7日    | 社会福祉事業法改正により「社会福祉法」 施行                                         |
|       | 同年 9月 1日    | 生きがいデイサービス事業受託                                                 |
| 2001年 | 13年 3月23日   | 地域福祉活動計画 後期実施計画 答申                                             |
|       | 同年 4月 1日    | 地域福祉活動計画 後期実施計画 執行開始                                           |
|       | 同年 4月 1日    | ハンディキャブ事業の一部委託 実施                                              |
| 2002年 | 14年 3月 5日   | 地域福祉活動計画 推進委員会 発足                                              |
|       | 同年 4月 1日    | 居宅介護支援事業 開始                                                    |
|       | 同年 10月22日   | 地域福祉活動計画 推進委員会 答申                                              |
| 2003年 | 15年 4月 1日   | 支援費制度 開始                                                       |
|       | 同年 5月25日    | 役員・評議員定数改定による新体制発足                                             |
| 2004年 | 16年 7月27日   | 「地域福祉活動計画（第3次）」策定委員会発足                                         |
| 2005年 | 17年 6月20日   | 財政検討委員会発足（自主財源確保の方策諮問）                                         |
| 2006年 | 18年 3月27日   | 財政検討委員会答申                                                      |
|       | 同年 3月28日    | 「地域福祉活動計画（第3次）」答申                                              |
|       | 同年 4月 1日    | 地域福祉活動計画（第3次計画）施行開始                                            |
|       | 同年 4月 1日    | 介護保険法一部改正施行、障害者自立支援法施行                                         |
| 2007年 | 19年 3月 6日   | 地域福祉活動計画第三者評価委員会発足                                             |
| 2008年 | 20年 4月 1日   | 訪問介護サービス事業、居宅介護支援サービス事業の更新                                     |
| 2009年 | 21年 4月 1日   | 介護保険法等介護報酬一部改正                                                 |
| 2013年 | 25年 6月 1日   | 南足柄あんしんセンター 開設                                                 |
| 2015年 | 27年 4月 1日   | 岡本支所開設・市より南足柄市岡本地区地域包括支援センター受託                                 |
| 2016年 | 28年 3月 4日   | 地域福祉活動計画（第4次） 答申                                               |
|       | 同年 4月 1日    | 地域福祉活動計画（第4次） 施行開始                                             |

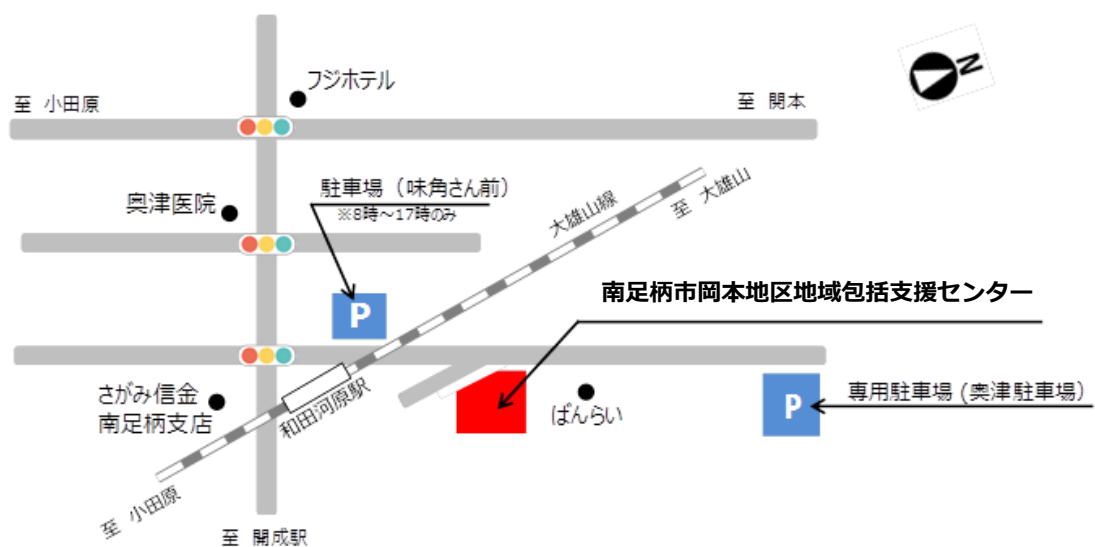
| 西 暦   | 年 月 日       | 内 容                                                                          |
|-------|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 2017年 | 平成29年 2月 3日 | 地域福祉活動計画推進評価委員会発足                                                            |
| 2019年 | 31年 4月 1日   | 市より生活支援コーディネーター（第2層）受託                                                       |
| 2019年 | 令和 元年10月 1日 | ワークピアさつき（就労継続支援B型事業）、自立支援センタースマイル（指定特定相談支援事業・指定障害児者相談支援事業）を（社福）南足柄さつき会より事業譲渡 |
| 2021年 | 3年 2月25日    | 地域福祉活動計画（第5次） 答申                                                             |
|       | 同年 4月 1日    | 地域福祉活動計画（第5次） 施行開始                                                           |
| 2022年 | 4年 4月 1日    | 市よりあしがら成年後見センター受託                                                            |
|       | 同年 7月 1日    | あしがら成年後見センター開所                                                               |
| 2023年 | 5年10月 1日    | 南足柄市移送サービス事業の受託                                                              |

## 【社協案内】



- 大雄山駅より徒歩約7分
- 東名大井松田 IC から車で約15分

## 【岡本地区地域包括支援センター案内】



- 和田河原駅より徒歩約1分